

(別紙1)

令和6年度プレシニア層向けDX・リスクリング体験講座実施業務仕様書

1 業務名

令和6年度プレシニア層向けDX・リスクリング体験講座実施業務（以下「本業務」という。）

2 業務期間

契約締結日から令和7年3月17日（月）まで

3 本業務の目的

本業務は、鳥取県内の様々な業種の中小企業におけるデジタル分野に苦手意識を持つ経営者や管理職等のプレシニア層を主な対象として、デジタル分野におけるリスクリングに関する講演会や体験講座を実施することで、デジタル分野に対する苦手意識を払しょくするとともに、組織内におけるDX・リスクリングの推進に向けた管理職の役割について理解を深め、学びが定着・評価される組織風土の醸成等を図ることを目的とする。

4 本業務の内容

(1) DX・リスクリング講演会の企画及び開催

ア 実施方針

- ・鳥取県内企業のプレシニア層を主な対象とし、参加をきっかけとして、リスクリングを行うためのアンラーニングとデジタルリテラシー向上の必要性に気づくことができる内容とすること。
- ・DXやリスクリングの概要を正確に理解し、その推進に向けて組織内における管理職の役割について認識を深めることができる内容とすること。
- ・(2)に記載するDX・リスクリング体験講座の周知を図ることができる内容とすること。

イ 実施場所・回数等

- ・鳥取県内の会場で1回以上
- ・1回あたり120分以上とすること。

ウ 講師

- ・講演会の開催にあたって必要となる講師の選定および調整を行うこと。

エ 募集方法・広報

- ・募集に係る申込フォームを作成し、申込みを受け付けること。
- ・募集に係るWEBページ及びチラシは、発注者にて用意することを想定しているため、受注者は、発注者が広報活動を円滑に実施できるよう必要な協力を行うこと。

オ 定員

- ・30名以上とすること。

カ 開催方法

- ・感染症拡大や自然災害などやむを得ない場合を除き、原則、集合形式とオンラインのハイブリット形式で実施すること。
- ・受注者は、会場確保、設営、受付、進行、事後アンケートなど運営に必要なことを行うこと。なお、複数回実施する場合、会場は各回に異なる場所で実施してもよい。

ク その他

- ・その他実施にあたって必要なことは適宜、発注者と協議のうえ、協力して実施すること。

(2) DX・リスクリング体験講座の企画及び開催

ア 実施方針

- ・鳥取県内企業のプレシニア層を主な対象とし、プレシニア層が理解しやすい身近なデジタルツールやクラウドサービス（以下、「デジタルツール等」という。）の活用を通じて、簡易なリスクリングを体験できる内容とすること。

例：業務効率化ツール、デザインツール、ビジネスチャット、タスク管理ツール、生成AIツールなど

- ・リスクリング体験を通じて、デジタル分野における苦手意識の払しょくやマインドセットの変化を促し、組織内におけるDXの推進やそれに向けた社員のリスクリングの推進について理解を深める内容とすること。

イ 実施回数

- ・鳥取県内の会場で3回以上
- ・1回あたり120分以上とすること。
- ウ 講師
 - ・体験講座の開催にあたって必要となる講師の選定および調整を行うこと。
- エ 募集方法・広報
 - ・募集に係る各回の申込フォームを作成し、申込みを受け付けること。
 - ・募集に係るWEBページ及びチラシは、発注者にて用意することを想定しているため、受注者は、発注者が広報活動を円滑に実施できるよう必要な協力を行うこと。
- オ 定員
 - ・各回15名以上とすること。
- カ 開催方法
 - ・感染症拡大や自然災害などやむを得ない場合を除き、原則、集合方式で開催すること。
 - ・受注者は、会場確保、設営、受付、進行、事後アンケートなど運営に必要なことを行うこと。なお、会場は各回に異なる場所で実施してもよい。
- キ その他
 - ・体験講座は、連続講座ではなく、各回が独立した内容とし、参加者がどの回からでも参加できるものとする。
 - ・体験講座で使用するデジタルツール等については、無料で活用できるものを選定すること。なお、参加者が体験講座の後に、各自で使用する際には有料となるようなツールであっても選定可とする。
 - ・体験講座で必要となるネットワーク環境については受注者が用意すること。なお、パソコン等の端末類については、参加者が用意する。
 - ・その他実施にあたって必要なことは適宜発注者と協議のうえ、協力して実施すること。

5 業務実施にあたっての留意事項

- (1) 本業務の実施にあたっては、円滑かつ効率的に進めるため発注者と密接に連携を取りつつ作業を推進すること。また、作業の内容に疑義が生じた時は、発注者はその都度、受注者に状況の報告を求めることができるものとする。
- (2) 受注者は、本業務の遂行上知り得た情報、資料について本業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏洩してはならない。
- (3) 受注者は、本業務を行うため発注者から提供された情報等を、滅失改ざん及び破損してはならない。
- (4) 受注者は、本業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」を遵守しなければならない。
- (5) 受注者は、本業務の実施に際しての詳細な事項及び本仕様書に記載のない事項については、その都度、発注者と協議の上処理すること。
- (6) 発注者は、本業務が完全に履行された場合に委託料を受注者に支払う。なお、履行されない内容がある場合、又は履行内容が企画提案書の内容と著しく異なる場合には、委託料の全部又は一部を支払わないので、あらかじめ注意すること。

(基本的事項)

第1条 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 乙は、業務に従事している者又は従事していた者（以下「従事者」という。）が、当該業務に関して知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(目的外保有・利用の禁止)

第3条 乙は、業務の目的以外の目的のために、業務に関して知り得た個人情報を保有し、又は利用してはならない。

(第三者への提供の禁止)

第4条 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を第三者に提供してはならない。

(再委託等の禁止)

第5条 乙は、業務を第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲が書面により承諾した場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合、乙は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を前項の第三者（以下「再委託先」という。）にも遵守させなければならない。この場合において、乙は、再委託先における個人情報の取扱いを管理し、監督しなければならない。

(個人情報の引渡し)

第6条 業務に関する甲乙間の個人情報の引渡しは、甲が指定する方法、日時及び場所で行うものとする。

2 乙は、業務を行うために甲から個人情報の引渡しを受けるときは、甲に対し当該個人情報を預かる旨の書面又は電磁的記録を交付しなければならない。

(複製・複写の禁止)

第7条 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務において利用する個人情報（業務を行うために甲から引き渡され、又は乙が自ら収集した個人情報をいう。以下同じ。）を複製し、又は複製してはならない。

(安全管理措置)

第8条 乙は、業務において利用する個人情報を取り扱うに当たり、甲と同等の水準をもって、当該個人情報の漏えい、滅失、毀損又は不正な利用（以下「漏えい等」という。）の防止その他の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(事故発生時における報告)

第9条 乙は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、当該事故の発生に係る乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、直ちに甲に対し報告し、その指示に従わなければならない。

2 甲は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(個人情報の返還等)

第10条 乙は、この契約又は業務の終了時に、業務において利用する個人情報を、直ちに甲に対し返還し、又は引き渡すものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この契約又は業務の終了時に、甲が別に指示したときは、乙は、業務において利用する個人情報を廃棄（消去を含む。以下同じ。）するものとする。この場合において、乙は、個人情報の廃棄に際し甲から立会いを求められたときは、これに応じなければならない。

3 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報の判読及び復元を不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄したときは、廃棄した日時、担当者、方法等を記録するとともに、甲の求めに応じて、当該記録の内容を甲に対し報告しなければならない。

(定期的報告)

第11条 乙は、甲が定める期間ごとに、この特記事項の遵守状況について書面で報告しなければならない。第5条第1項ただし書により再委託先がある場合も、同様とする。

(監査)

第12条 甲は、業務において利用する個人情報の取扱いについて、この特記事項の遵守状況を検証し、又は確認するため、乙（再委託先があるときは、再委託先を含む。以下この条において同じ。）に対して、実地における検査その他の監査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して、必要な情報を求め、又は業務に関し必要な指示をすることができる。

(損害賠償)

第13条 乙の責めに帰すべき事由により、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）又はこの特記事項の規定の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

2 乙又は乙の従事者（再委託先及び再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、乙は、これにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

3 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償したときは、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第14条 甲は、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例又はこの特記事項の規定の内容に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

(死者情報の取扱い)

第15条 乙が業務を行うために死者情報（鳥取県個人情報保護条例第2条第1項第6号に規定する死者情報をいう。以下同じ。）を利用する場合における当該死者情報の取扱いについても、第2条から前条までと同様とする。

(注) 甲は発注者、乙は受注者をいう。